

(2) 訪問型サービスの基準					
		予防給付	介護予防・生活支援サービス事業		
		介護予防訪問介護	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	
サービス内容		訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助のみ	
サービスの対象		要支援1又は2	<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用しているケースで、サービスの継続利用が必要とケアマネジメントで認められるケース</li> <li>訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース</li> <li>身体介護のサービス利用が必要なケース</li> </ul>	左記に該当しないケースで、かつ、市が定める研修受講者がサービスを提供した場合。	
サービス提供者		訪問介護事業者 (埼玉県が指定)	訪問介護事業者 (朝霞市が指定)	訪問介護事業者等 (朝霞市が指定)	
サービスの基準		現行	現行と同様	人員等を緩和した基準	
管理者		常勤・専従1以上(支障がない場合は兼務可)		専従1以上(支障がない場合、兼務可)	
従事者	資格	①介護福祉士 ②介護職員初任者研修等修了者		①市が定める研修修了者 ②旧3級課程修了者	
単価		10.84円(4級地)			
加算		現行	現行と同様	処遇改善加算を除き、現行と同様	
利用者負担		1割、2割又は3割負担			
サービス種類コード		61	A2	A3	
設備		現行	現行と同様		
法令遵守事項		現行	清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供		
※訪問型サービスA 人員、設備、運営等の基準の詳細については後記のとおり					

### (3) 訪問型サービスの報酬

#### ア 訪問介護相当サービス

◆基本報酬			
サービス種類 コード	区分	詳細	単位数
A1 A2	訪問介護相当サービス (包括払い)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,168
		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,335
		事業対象者・要支援2 (週2回程度超)	3,704

※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表」を参照。

注1 利用者に対して、指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。）であるサービス提供責任者を配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。なお、平成30年度は現に従事している者に限ることとし、また、本減算は平成30年度末までの取扱いとする。

注3 訪問介護において創設される生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において訪問介護相当サービスを算定しない。

注4 生活機能向上連携加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注5 指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物と同一建物に居住する利用者又は指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注6 特別地域加算地域に所在する指定訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 中山間地域等に所在し、かつ、小規模事業所に適合する指定訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）、（Ⅴ）については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注10 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注11 利用者が一の指定訪問介護相当サービス事業所において指定訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定訪問介護相当サービス事業所以外の指定訪問介護相当サービス事業所が指定訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービスは、算定しない。

#### ◆加算

初回加算200単位（1月につき）

生活機能向上連携加算

（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

介護職員処遇改善加算

（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137／1000

（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100／1000

（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55／1000

（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （3）の90／100

（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （3）の80／100

## イ 訪問型サービスA

◆基本報酬			
サービスコード種類 コード	区分	詳細	単位数
A3	訪問型サービスA (包括払い)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) (20分以上45分未満)	786
		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) (45分以上)	968
		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) (20分以上45分未満)	1,571
		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) (45分以上)	1,758

※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表」を参照。

注1 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等が、指定訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注3 生活機能向上連携加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注4 特別地域加算地域に所在する指定訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスAを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 中山間地域等に所在し、かつ、小規模事業所に適合する指定訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定訪問型サービスA事業所において指定訪問型サービスAを受けている間は、当該指定訪問型サービスA事業所以外の指定訪問型サービスA事業所が指定訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスAは、算定しない。

◆加算

訪問介護 相当サービス	訪問型 サービスA	加算名
○	○	初回加算
○	○	生活機能向上連携加算(Ⅰ)
○	○	生活機能向上連携加算(Ⅱ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

(2) 通所型サービスの基準					
		予防給付	介護予防・生活支援サービス事業		
		介護予防通所介護	通所介護相当サービス	通所型サービスA	
サービス内容		介護予防通所介護と同様のサービス			
サービスの対象		要支援1又は2	<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用しているケースで、サービスの継続利用が必要とケアマネジメントで認められるケース</li> <li>通所により専門職の指導を受けながら集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース</li> </ul>	左記に該当しないケース	
サービス提供者		通所介護事業者 (埼玉県が指定)	通所介護事業者 (朝霞市が指定)	通所介護事業者等 (朝霞市が指定)	
サービスの基準		現行	現行と同様	人員等を緩和した基準	
管理者		常勤・専従1以上（支障がない場合は兼務可）		専従1以上（支障がない場合、兼務可）	
従事者	資格	生活相談員 看護職員 機能訓練指導員 介護職員		生活相談員 機能訓練指導員 介護職員	
単価		10.54円（4級地）			
加算		現行	現行と同様	処遇改善加算を除き、現行と同様	
利用者負担		1割、2割又は3割			
サービス種類コード		65	A6	A7	
設備		現行	現行と同様		
法令遵守事項		現行	清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供		
※通所型サービスA 人員、設備、運営等の基準の詳細については後記のとおり					

### (3) 通所型サービスの報酬

#### ア 通所介護相当サービス

##### ◆基本報酬

サービス種類コード	区分	詳細	単位数
A6	通所介護相当サービス (包括払い)	事業対象者・要支援1	1647
		事業対象者・要支援2(週1回程度)※	1688
		事業対象者・要支援2 (週1回程度を超える利用が必要)	3377

※新設された報酬区分

※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表を参照」

- 注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。
- 注4 若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は所定単位数に1月につき240単位を加算する。
- 注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は算定しない。
- 注6 利用者が一の事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。
- 注7 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護相当サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的送迎が必要であると認められ利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して行った場合は、この限りでない。  
 (1) 通所介護相当サービス費Ⅰ376単位  
 (2) 通所介護相当サービス費Ⅱ376単位  
 (3) 通所介護相当サービス費Ⅲ752単位
- 注8 生活機能向上グループ活動加算と運動器機能向上加算における機能訓練指導員について理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。
- 注9 栄養改善加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

- 注10 生活機能向上連携加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 注11 栄養スクリーニング加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。
- 注12 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

#### ◆加算

- ア 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)
- イ 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)
- ウ 栄養改善加算 150単位(1月につき)
- エ 口腔機能向上加算 150単位(1月につき)
- オ 選択的サービス複数実施加算
- (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)
- ①運動機能向上及び栄養改善 480単位(1月につき)
- ②運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位(1月につき)
- ③栄養改善及び口腔機能向上 480単位(1月につき)
- (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
- ①運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位(1月につき)
- カ 事業所評価加算 120単位(1月につき)
- キ サービス提供体制強化加算
- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
- ①事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 72単位(1月につき)
- ②事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅲ)・要支援2 144単位(1月につき)
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
- ①事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 48単位(1月につき)
- ②事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅲ)・要支援 96単位(1月につき)
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- ①事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 24単位(1月につき)
- ②事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅲ)・要支援2 48単位(1月につき)
- ク 生活機能向上連携加算 200単位(1月につき)
- ※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位(1月につき)
- ケ 栄養スクリーニング加算 5単位(1回につき)
- ※6月に1回を限度とする。
- コ 介護職員処遇改善加算
- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×59/1000
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×43/1000
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位×23/1000
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)の90/100
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)の80/100



## イ 通所型サービスA

### ◆基本報酬

サービス種類コード	区分	詳細	単位数
A7	通所型サービスA (包括払い)	事業対象者・要支援1	1373
		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1401
		事業対象者・要支援2 (週1回程度を超える利用が必要)	2803

※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表を参照」

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。

注4 若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は所定単位数に1月につき240単位を加算する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。

注6 利用者が一の事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

注7 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的送迎が必要であると認められ利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して行った場合は、この限りでない。

- (1) 通所型サービスA費Ⅰ376単位
- (2) 通所型サービスA費Ⅱ376単位
- (3) 通所型サービスA費Ⅲ752単位

注8 生活機能向上グループ活動加算と運動器機能向上加算における機能訓練指導員について理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注9 栄養改善加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

注10 生活機能向上連携加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注11 栄養スクリーニング加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる

◆加算

通所介護 相当サービス	通所型 サービスA	加算名
○	○	若年性認知症利用者受入加算
○	○	同一建物間における送迎の減算
○	○	生活機能向上グループ活動加算
○	○	運動器機能向上加算
○	○	栄養改善加算
○	○	口腔機能向上加算
○	○	(1) 選択的サービス数実施加算(Ⅰ)
○	○	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
○	○	事業所評価加算
○	○	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
○	○	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
○	○	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
○	○	生活機能向上連携加算
○	○	栄養スクリーニング加算
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)